

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

◆縦覧

固定資産税の納税者が、自己所有以外の土地または家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧できます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	毎年4月1日から最初の納期限の日まで（4月30日） 午前8時30分から午後5時まで		
縦覧場所	役場 1階 税務課		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載項目
	固定資産税の土地の納税者 （代理人または納税管理人）	土地価格等縦覧帳簿	所在（地番） 地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者 （代理人または納税管理人）	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類 構造・床面積・価格
審査申出期間	固定資産税課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間		
縦覧の際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書または課税明細書 ・運転免許証など本人と確認ができるもの ・印かん ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		

◆閲覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年をとおして見ることができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より、通年（土日祝日、年末年始の休日を除く） 午前8時30分から午後5時まで	
閲覧場所	役場 1階 税務課	
閲覧できる人とその範囲	閲覧できる人	閲覧できる範囲
	1. 固定資産の所有者	所有している固定資産
	2. 土地を有償で借りている人	借りている土地
	3. 家屋を有償で借りている人	借りている家屋及びその敷地である土地
閲覧の際に必要なもの	4. 固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書、課税明細書または運転免許証など、本人と確認できるもの ・「閲覧できる人」のうち、上記2. 3. 4. に該当する人は、それらを証するもの（賃貸借契約書等） ・印かん ※代理人の人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円、写しは1枚につき200円 （ただし、縦覧期間中の閲覧は無料）	

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎9123

平成15年度ダイオキシン類調査結果

3年目となった測定ボランティア「くろまつ」と町の協力による、松葉中ダイオキシン類濃度から上三川町の大気中ダイオキシン類濃度を推計する調査結果が、調査機関より届きましたので報告します。

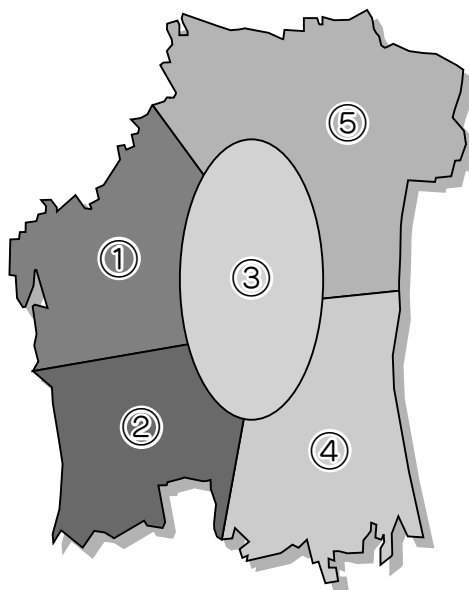
今回の調査は、町全体を5分割し、その地域ごとの平均濃度を調査したため、前年度までよりも詳細な地域の結果となっています。

調査結果は次の表のとおりとなります。これまでの全国的な調査結果の統計から、松葉中と大気中のダイオキシン類濃度は10：1の比率となります。

	松葉 (ピコグラム-TEQ/g)	大気 (ピコグラム-TEQ/m ³)
13年度(町全体平均)	4.59	0.46
14年度(町全体平均)	1.16	0.12
15年度	①地域	0.69
	②地域	0.47
	③地域	1.18
	④地域	1.03
	⑤地域	1.13
	平均 ((①+②+③+④+⑤)/5)	0.90

※ Co-PCBを昨年と同様に5%として算入

今回の調査結果も昨年度同様、大気中の環境基準(0.6ピコグラム・TEQ/m³)を大幅に下回る良好な結果となります。



松葉ダイオキシン調査報告会

今回の調査結果に加え、過去3年間の調査の推移についての報告会を次のとおり実施します。

日時 3月21日(日) 午後1時30分～

場所 役場3階大会議室

講師 池田こみち氏(環境総合研究所副所長)

▼問い合わせ先=生活環境課 環境係
☎ 569133

ゴミの話

「粗大ごみの受付について」

春は引越しをされる人が多く、粗大ごみについての質問が寄せられます。粗大ごみは、クリーンパーク茂原で処理できるものと、処理ができない適正処理困難物とに大きく分けられます。自動車タイヤやスプリング入りマットレス、消火器などの適正処理困難物は専門の業者に処理を依頼してください。依頼先が分からない場合は役場へ問い合せください。

祝休日と土曜日が重なる日が休みとなります。

粗大ごみを自分で搬入できない人は、自宅まで収集に伺います。この場合、1個につき800円の手数料がかかります。収集は月4回で、事前の予約をお願いします。急に引越しが決まり、クリーンパーク茂原に搬入できない紙類・布類の処分にお困りの人は、役場へ問い合せください。



クリーンパーク茂原で処理できる粗大ごみは、自分で直接搬入することができます。この時、不燃ごみやびん・缶類、可燃ごみも同時に搬入することができます。搬入受付は午前8時30分から12時、午後1時から午後4時30分までとなります。なお、クリーンパーク茂原は、日曜日、年末年始、

▼問い合わせ先=生活環境課
清掃係 ☎ 569133
FAX 566868
Eメール
seikatsu01@town.
kaminokawa.tochigi.jp

学生のみなさん！

学生納付特例制度 をご存じですか

現在の日本では、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が、国民年金に加入することになっています。学生も例外ではありません。しかし、学生は一般的に収入がなく、保険料を自分で納めることは困難ではないでしょうか？ そのような経済的負担を考慮し、学生向けの特例制度『学生納付特例制度』が設けられています。

学生納付特例制度とは？

この制度は、『国民年金保険料学生納付特例申請書』で申請し、承認されると在学中の国民年金保険料の納付が猶予され、10年以内に追納ができる『制度です。ただし、毎年度申請が必要です。

対象となる学生の範囲は、20歳以上の昼間部・夜間部・定時制課程及び通信制課程に在学する学生で、学生本人の所得が68万円（扶養親族等のいない場合、給与収入で133万円）以下の場合。

手続きは、学生証（コピー可）又は、在学証明書を添えて、年度で申

請される場合は、4月または5月に住民課国民年金係で手続きをしてください。

（随時受付しますが該当する月は申請した前月分からとなります。）

学生納付特例のポイント

この期間は受給資格期間には含まれますが、老齢基礎年金には反映されません。

この期間から10年以内であれば溯って保険料を納めることができます。（「追納」といいます。追納することで将来受け取る老齢基礎年金額を満額に近づけることができます。）

この期間に不慮の事故で障害者になった場合や死亡した場合、受給資格があれば障害基礎年金または遺族基礎年金が満額支給されます。

ゆとりができたなら追納制度をお勧めします

豊かな老後を送るためにも、生活にゆとりができた時には、学生納付特例制度期間の追納をお勧めします。

追納保険料は・・・

平成15年度中に追納する場合の保険料額（月額）

年 度	追納額	年 度	追納額
平成5年度分	15,440円	平成10年度分	14,960円
平成6年度分	15,470円	平成11年度分	14,390円
平成7年度分	15,460円	平成12年度分	13,830円
平成8年度分	15,400円	平成13年度分	13,300円
平成9年度分	15,190円	平成14年度分	13,300円

10年経過した保険料は納めることができます。

平成16年4月1日以降に追納する場合は保険料が変わりますのでご注意ください。

追納する時は、古い期間から納めることとなります。

▼問い合わせ先 住民課 国民年金係

☎ 9127



善意銀行

上三川町相談事業担当委員連絡会
9,000円

山本ヤスさん（下町1区）
20,000円（第11回）

アイの会 7000円（第54回）

匿名 2,000円

上三川町生活研究グループ協議会
6,000円（第19回）

匿名 5,000円

啓愛社車両リサイクル部

匿名 22,381円

匿名 3,000円

勝姫稲荷神社賽銭箱（城址公園内）
1,157円（第54回）

若林英二さん（国分寺町）

14,100円

カントリーショップアルパトロス
第1回フリーマーケット出店者

匿名 5,000円

匿名 3,740円

匿名 10,000円

匿名

ポット1個【老人福祉センター】
※【】内は指定払出先 寄付時、使途の指定がある場合には、指定先に払い出します。

皆さんの、あたたかいごころ
ぜひありがとうございます。